

令和6年4月8日

入札参加資格者各位

技術監理課長 西本文雄

### 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

標記の件について、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」を別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

なお、令和5年11月17日付け「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は本通知をもって廃止します。

#### 記

##### 1. 主な改正内

- (1) 不稼働日は、真夏日に含めないものとします。
- (2) 主たる工種が屋内作業であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができるものとします。

##### 2. 適用

令和6年4月1日以降に契約した工事から適用する。

## 1 対象工事

請負対象金額が130万円以上で、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

**主たる工種が屋内作業であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。**

ただし、工場製作を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

## 2 積算方法等

### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温が「真夏日」となる日数の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

※ 補正値は小数点第3位を四捨五入し2位止めとする

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

※ 真夏日率は小数点第3位を四捨五入し2位止めとする

#### ● 「真夏日」とは

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の日最高気温が30度以上の日（夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。）

環境省が公表している暑さ指数(WBGT)を用いる場合は、25度以上の日

**ただし、不稼働日は真夏日に含めないものとする**

#### ● 「工期」とは

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

## 3 実施方法

### (1) 対象工事の取り扱い

熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である旨を特記仕様書（別紙1）に明示するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する受注者は、「工事打合せ簿」（別紙2）により発注者と協議を行うものとする。

## (2) 熱中症対策の実施

受注者は、「建設現場における熱中症対策事例集」（国土交通省大臣官房技術調査課 平成29年3月）等を参考に、熱中症対策を実施するものとする。

実施内容は、施工計画書に明記する。

項目	実施内容(事例)
屋外作業環境の改善	大型扇風機、送風機、ミスト扇風機、遮光ネット等の設置 作業場に遮光ネット、簡易休憩所、日よけテントの設置 散水による現場の温度低下 など
休憩所の整備	エアコン、給水器、シャワー室の設置 冷蔵庫、製氷機、自販機の設置 など
作業管理	作業時間の短縮、休憩時間の確保、早出・早帰り 熱中症対策のために水分・塩分の補給 通気性の良い服装、遮光チョッキ、空調服の着用 ファン付きヘルメットの着用 など
健康管理	熱中症対策として労働者の体調チェック、健康管理 作業中の巡視(水分・塩分の摂取確認、経口保水液や冷却用品を搭載した冷房車両の巡回) 作業責任者に熱中症計を携帯させ、作業員に注意喚起 など
熱中症に関する教育	労働者を対象とした熱中症に関する安全教育を実施 など

## (3) 真夏日の計測結果及び熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、

- 真夏日の計測結果(別紙3【参考資料】真夏日日数集計表)
  - 熱中症対策実施報告書(別紙4【参考資料】熱中症対策実施報告書)
- を作成し提出しなければならない。

## (4) 気温の計測方法等

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いる。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた測定結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など  
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

#### **4 施工箇所点在型への適用**

施工箇所点在型工事については、点在する工事毎に補正を行うことができるものとする。

#### **5 その他**

上記の取扱いに定めのない事項や地域の実情等により、対応が困難な場合は発注者と受注者が協議して決定するものとする。

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について  
本工事は熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の対象工事である。  
実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知市上下水道局技術監理課ホームページ  
(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)